

平成 25 年度 決算の概要

1 一般会計及び特別会計決算

歳入総額	17,531,194,689円	……①
歳出総額	17,216,691,129円	……②
差引(形式収支①-②)	314,503,560円	……③
翌年度に繰り越すべき財源	22,659,000円	……④
実質収支(③-④)	291,844,560円	……⑤

平成 25 年度決算は、歳入・歳出決算額の差引③が、3 億 1,450 万 3,560 円で、そこから平成 26 年度に繰り越した予算額の一般財源相当④(平成 25 年度中に収入のあった特定財源を含む)を控除すると、2 億 9,184 万 4,560 円の黒字⑤となりました。

各特別会計の決算額は、下表のとおりです(平成 25 年度の特別会計は、繰越予算がなかったの
で、差引額が実質収支となります)。

各会計決算の状況

図表 1

(単位：円)

		歳入額	歳出額	差引額
一 般 会 計		17,531,194,689	17,216,691,129	314,503,560
特 別 会 計	国民健康保険業	3,186,275,132	3,042,491,825	143,783,307
	港湾埋立事業	291,562,488	287,844,674	3,717,814
	簡易水道事業	93,522,035	93,522,035	0
	交通災害共済事業	3,373,754	1,682,689	1,691,065
	土地取得事業	158,592,761	158,592,761	0
	営農飲雑用水道事業	36,637,434	36,041,175	596,259
	介護保険事業	1,651,150,111	1,650,923,909	226,202
	後期高齢者医療事業	290,906,249	290,577,299	328,950
	小 計	5,712,019,964	5,561,676,367	150,343,597

■ 一般会計の決算書については、こちらをクリックしてください。➡

2 歳入の状況

(1) 市 税

市の財政の根幹をなす市税収入は、予算額 27 億 368 万 4 千円に対し、決算額は、27 億 5,710 万 9 千円と 5,342 万 5 千円の増となりました。

下表は、税目ごとの収入の状況で、「調定額」とは確定した税額、「収入済額」とは実際に市が収入した額、「不納欠損額」とは納税者の死亡などにより収入不能となった税金です。

滞納繰越額のうち、平成 25 年度に発生したものが 4,840 万 5 千円で、残りは平成 24 年度以前の滞納分です。

市では、市税の滞納を減少させていくため、給与や預金の差し押さえのほか、ネットオークションを活用することなどにより、換価が困難だった動産も積極的に差し押さえを行っています。

市税収入の状況

図表 2

(単位:千円)

	予 算 額 a	調 定 額 b	収入済額 c	不納欠損額 d	滞納繰越額 e=b-c-d
個人市民税	1,054,524	1,141,489	1,042,833	7,552	91,104
法人市民税	202,974	210,848	207,442	180	3,226
固定資産税	943,715	1,144,257	1,008,424	13,496	122,337
軽自動車税	46,899	46,623	43,578	431	2,614
市たばこ税	299,308	292,923	292,923	0	0
都市計画税	153,076	181,568	158,470	2,292	20,806
入湯税	3,188	3,439	3,439	0	0
合 計	2,703,684	3,021,147	2,757,109	23,951	240,087

次のページの図表 3 は、過去 10 年間の市税収入の推移です。

紋別市の税収の特徴は、個人市民税と固定資産税が市税の 3/4 を占めていることから、大企業が所在する都市部と違い、景気悪化の影響を受けにくい反面、好景気期にも大幅に税収の伸びが見込めない構造となっています。

個人市民税については、平成 19 年度に税源移譲として所得税減税と住民税増税が実施されたことで一時的に増加したものの、厳しい市内経済状況を受け減少傾向にあります。

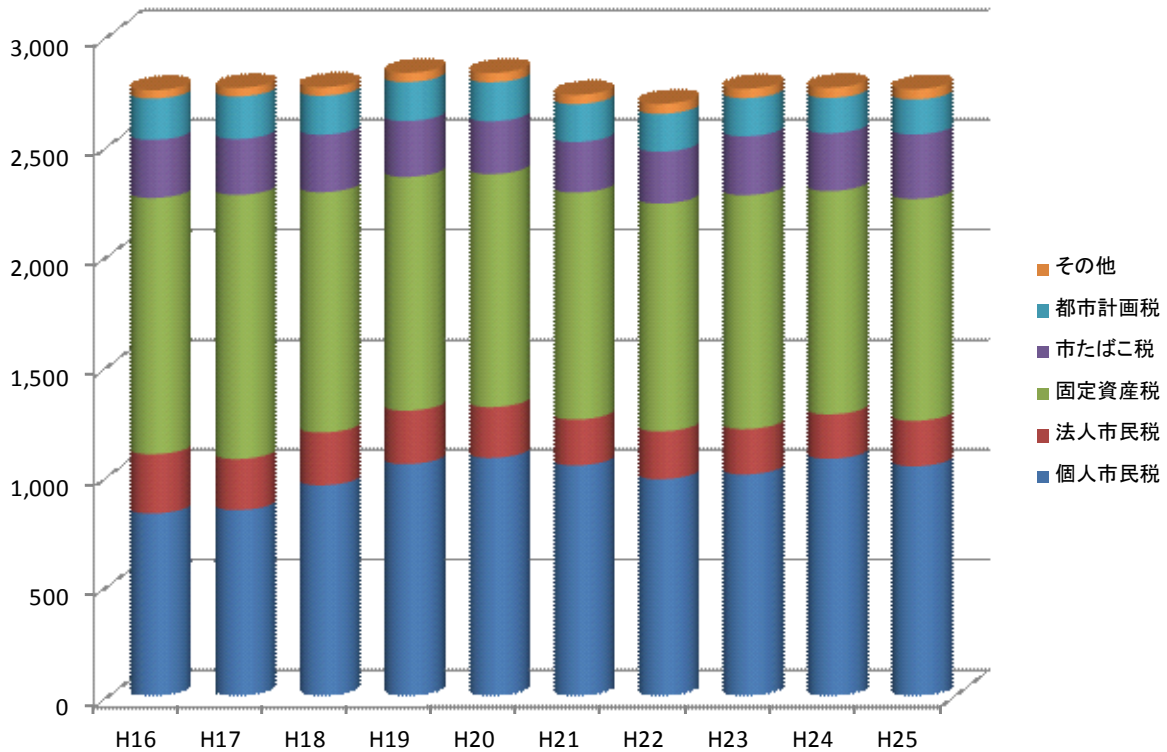
固定資産税については、地価の下落や建物の経年減価などを要因に減少傾向にあります。

市たばこ税については、喫煙人口の減少等を要因に販売本数は減少していますが、税率の改正によって前年度より 2,975 万 9 千円 (11.3%) の増収となりました。

市税収入済額の推移

図表 3

(単位: 百万円)



(2) 地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するもので、紋別市には、図表 4 の項目が収入されています。

地方譲与税の内訳と内容

図表 4

(単位: 千円)

項目	H25 収入済額	H24 収入済額	差引	説明
地方揮発油譲与税	50,316	51,532	▲ 1,216	ガソリンに対する揮発油税のうち、5.2円/1Lが都道府県に譲与され、そのうちの42%が市町村に配分されます
自動車重量譲与税	114,374	121,741	▲ 7,367	新車購入時や車検時に納税される自動車重量税の1/3が譲与されるもので、道路の維持費などに使われます
特別とん譲与税	479	527	▲ 48	外国貿易船の入港に対して課税される特別とん税が譲与され、港湾維持費などに使われます
航空機燃料譲与税	2,074	2,037	37	航空機燃料に対して課税される航空機燃料税の空港関係市町村に対する譲与税で、空港周辺環境対策に使われます
合計	167,243	175,837	▲ 8,594	

(3) 地方交付税

全国のどこに居住していても市町村から受ける行政サービスは、一定の水準が確保されていますが、そのサービスの財源となる地方税は、市町村により大きく偏在するため、地方交付税でこれを調整しています。

地方交付税の原資は、国税の一定割合が法定*されており、その割合は、所得税の 32.0%・酒税の 32.0%・法人税の 34.0%・消費税の 29.5%・たばこ税の 25.0%となっています。

この原資が地方の財政力（自主的に収入できる税収などの割合）に応じ、各自治体に交付されます。

*平成 26 年度から、所得税の 32%、酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 22.3%、たばこ税の 25%、地方法人税の全額

平成 25 年度の紋別市の地方交付税収入額は、71 億 6,814 万円で、内訳は普通交付税が 61 億 7,797 万 9 千円、特別交付税が 9 億 9,016 万 1 千円となっています。

図表 5 は、地方交付税収入の推移です。

市の最大の収入科目である地方交付税は、人口減や国の交付税改革により減少傾向にありましたが、平成 21 年度より増加傾向に転じています。

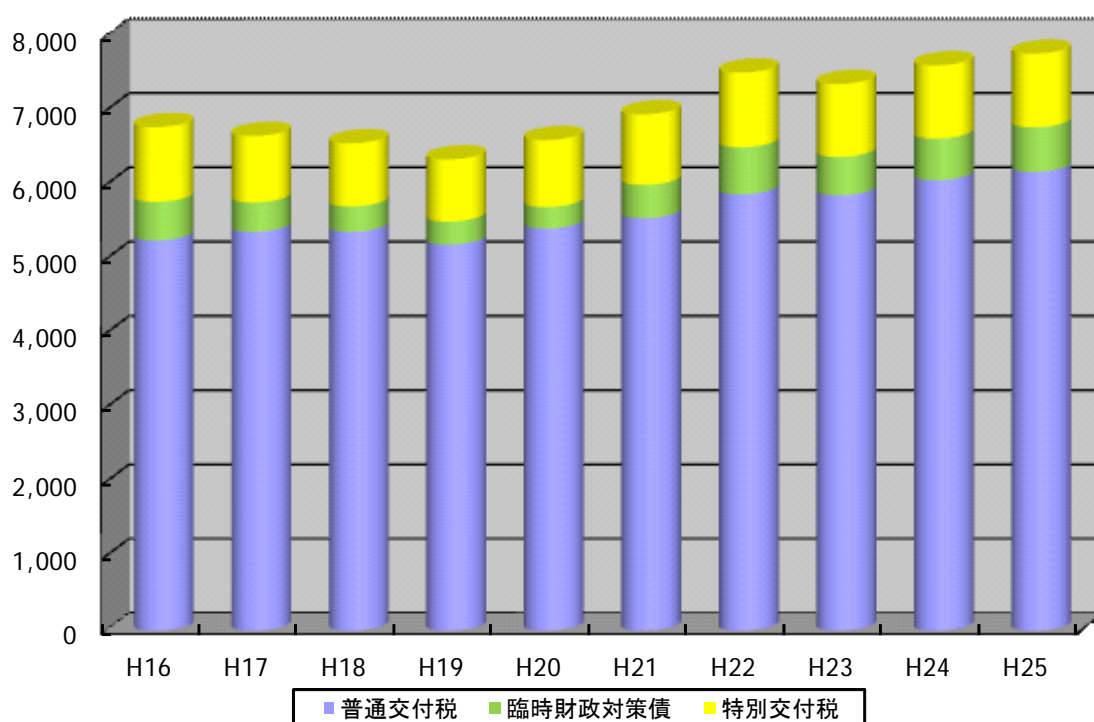
しかし、国庫補助金が一般財源化（保育所の運営費や小中学生の就学援助費などの補助金が廃止され、交付税で措置）されたことで、法令で支出しなければならない経費が増大しており、実質の増加とはなっていません。

また、平成 24 年度以降の普通交付税の増額は、一部事務組合である広域紋別病院企業団で算定すべき額が算入されたことが主な要因であり、同額については全て企業団に対して支出していることから、実質の増加とはなっていません。

交付税収入額の推移

図表 5

(単位:百万円)



① 普通交付税

普通交付税は、国の交付税総額の94%が配分され、人口や面積、産業構造など地方の実態に応じた細かな基礎数値を基にして、当該自治体が標準的な住民サービスを行うことができる経費を積算します（基準財政需要額）。

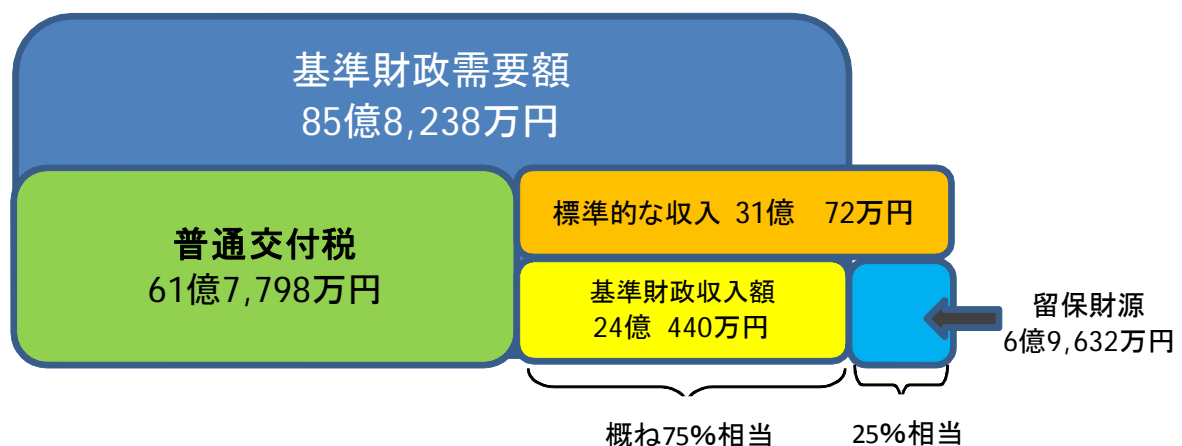
そこから、過去の税收実績や景気動向を勘案し、その自治体が収入し得る見込みの税收や交付金を積算します（これの75%相当が基準財政収入額）。

この基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いたものが、「普通交付税」となります。

この仕組みを図にしたものが図表6です。

義務教育や福祉など法令で市が担うこととされている仕事にかかるお金が、85億8,238万円（基準財政需要額）と算定されました。そのうち、市が独自で収入できるお金が31億72万円（標準的な収入）で、この75%に相当する24億440万円（基準財政収入額）を差し引いたものが普通交付税となります。

図表6 普通交付税算定の仕組み



※普通交付税額は、算定後に全国集計を行い、交付税総額の94%に合致させるために、調整率(割落とし)を乗ずることとなりますので、基準財政需要額－基準財政収入額とはなりません。

※基準財政収入額の算定においては、税源移譲分の市民税のように100%算入されるものもあるため、単純に収入総額の75%とはなりません。

留保財源とは、地方が独自の政策を行えるよう、地方の収入の25%を基準財政収入額から留保するものです。市では、乳幼児医療の無料化や高齢者のバス助成など、独自に行う住民サービスや公共事業の一般財源などに使っています。

税收が多い自治体ほど留保財源も多くなり、独自の住民サービスが充実できることから、地域間格差が生まれる一因となっています。

平成19年度に行われた税源移譲（所得税から市民税への移譲）では、この格差が拡大しないよう、移譲分を基準財政収入額に100%算入する措置がとられています。

② 特別交付税

国の交付税総額の6%が特別交付税とされ、災害復旧など全国一律に算定できない特別な財政事情に対して交付されます。

平成25年度の交付額は、9億9,016万1千円で前年比779万6千円の増となっています。

(4) 交 付 金

交付金は、道税の一部を財源として、市町村に交付されるものや、国の政策に伴う地方負担に補てんされるものなどがあり、図表7のとおりです。

図表7 交付金等の内訳

(単位:千円)

項 目	収入済額	説 明
利子割交付金	6,967	金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が個人道民税の額に応じて、市に対して交付するものです
配当割交付金	6,116	上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、市に対して交付するものです
株式等譲渡所得割交付金	8,369	株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、市に対して交付するものです
地方消費税交付金	264,030	地方消費税の一部を財源として、道が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです
ゴルフ場利用税金交付金	3,082	ゴルフ場を利用すると税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定割合により、ゴルフ場所在地に交付するものです
自動車取得税金交付金	42,007	自動車取得税の一部を財源として、道が市道の長さや面積に応じ、市に対して交付するものです
地方特例交付金	4,560	国の施策である住宅取得減税などにより、市税が減収となりました。その一部を補てんするために国から交付されるものです
交通安全対策特別金交付金	3,994	道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経費にあてるために、道路交通法に定める反則金を財源として、国が市に対して交付するものです
合 計	339,125	

(5) 国・道支出金

国庫(道)支出金は、国(道)と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めますが、それに基づいて国が市に対して支出するもので、負担金、特定の施策の奨励や財政援助のための補助金、委託費などがあります。

図表8は、国庫支出金と道支出金の内訳です。

国庫補助金や道補助金の大きな増減は、実施する事業の多寡により変動しているものです。

国・道支出金の前年比較

図表 8

(単位:千円)

項 目	H25	H24	増 減
国 庫 支 出 金	2,265,635	1,683,660	581,975
国 庫 負 担 金	1,246,841	1,213,268	33,573
国 庫 補 助 金	997,356	446,565	550,791
国 庫 委 託 金	21,438	23,827	▲ 2,389
道 支 出 金	700,775	683,734	17,041
道 負 担 金	375,278	357,039	18,239
道 補 助 金	286,351	287,471	▲ 1,120
道 委 託 金	39,146	39,224	▲ 78

(6) 市 債

市債は、公共事業を行う際に不足する財源を調達する目的のほか、道路や学校といった長期間使用する公共施設を世代間にわたり公平に負担してもらうという目的があります。

市債の種類によっては、その元利償還金の全部又は一部が地方交付税によって措置されるものがあり、地方自治体が発行できる地方債は、主に建設事業に充当される性質のもので、国の赤字国債のような一般財源に充当される赤字地方債は、一部を除き発行は認められていません(国税の減収により、交付税総額が地方の財源不足額に満たない場合、地方が地方債を発行して、不足分を補填する臨時財政対策債などの例外はあります)。

また、地方債を発行する場合は、国が定める地方債発行メニューに合致した事業であること、かつ、北海道知事の同意又は許可が必要であることなど厳格に管理されています。

図表 9 は、平成 25 年度における市債発行の内訳です。

市債発行の内訳

図表 9

(単位:千円)

項 目	発 行 額	説 明
公 共 事 業 等 債	155,000	国の補助事業の地方負担分に充当され、主に公園整備や海岸保全に活用する市債で、元利償還金に対して57%~0%(事業により細分される)の交付税措置があります
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	115,500	住宅の整備のために活用する市債で、家賃収入で償還を行うため、交付税措置はありません
過 疎 対 策 債	1,410,100	過疎地域の振興のための市債で、道路や診療所など幅広い事業に活用しています。元利償還金の70%が交付税措置される有利な市債です
臨 時 財 政 対 策 債	600,820	交付税の原資が国税収入の減少などにより、地方の財源不足額を下回る場合に、地方が不足分を地方債発行するもので、いわば赤字地方債の一種です。元利償還金の全額が交付税措置されます
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	45,300	緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業のうち、災害に強いまちづくりのための地方単独事業を対象としています。元利償還金の70%が交付税措置されます
そ の 他	21,900	団塊の世代の退職者増に対応するための退職手当償や、市有林の干ばつなどを行う公有林整備事業などで、交付税措置はありません
合 計	2,348,620	

3 歳出の状況

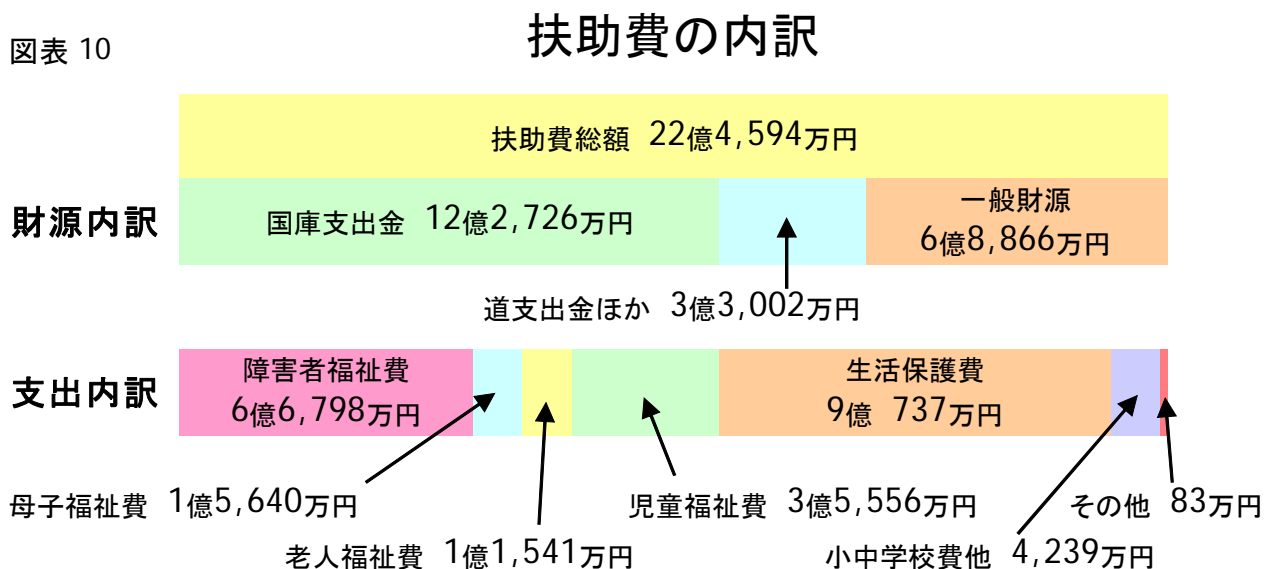
市の経理は、行政目的別に議会費から予備費まで 14 に区分（款別）されています。
ここでは、行政目的別ではなく、性質別の経費について説明します。

(1) 義務的経費

義務的経費とは、扶助費、公債費、人件費の合計で、市が任意に削減できない硬直性の高い経費をいいます。

① 扶助費

扶助費は、障害福祉費にあつては障害福祉サービス給付費・重度心身障害者医療給付費、母子福祉費にあつては児童扶養手当・ひとり親家庭等医療給付費、老人福祉費では老人ホーム入所措置費など、児童福祉費にあつては児童手当・乳幼児等医療給付費、小中学校費及び保健体育費にあつては就学援助費が該当し、平成 25 年度の総額と内訳は、図表 10 のとおりです。



次のページの図表 11 は、扶助費の過去 10 年間の推移です。

児童福祉費については、子ども手当が児童手当に変更となり、支給額が改定されたことで大幅な増額となり、平成 22 年度から大きく増加しています。

また、障害者福祉費については、障害福祉サービスの見直しが平成 22 年度から 3 カ年の経過措置を経て順次行われ、平成 24 年度の完全実施により大きく増加しています。

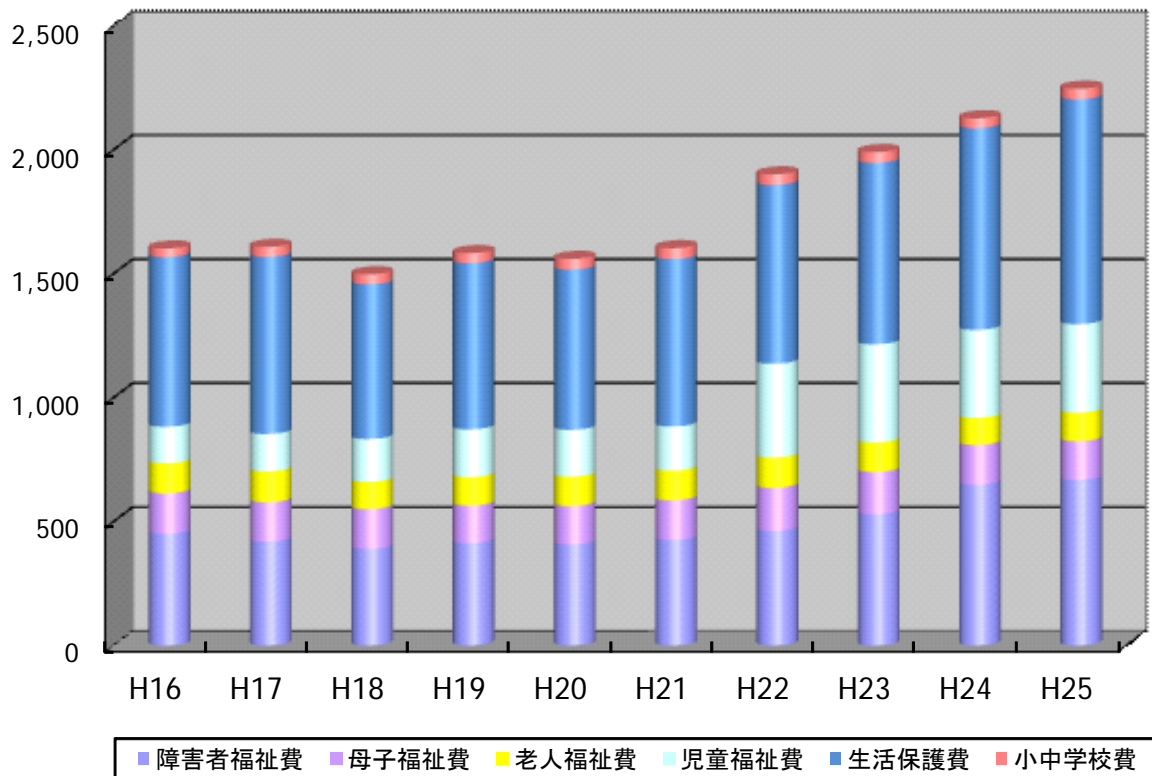
生活保護費については、保護受給者が増加傾向にあり、医療扶助（保護受給世帯は、健康保険の適用外となることから、医療費の 10 割が生活保護費より支出され、生活保護費の半分以上を占めています）の増減により年度間でばらつきはあるものの、平成 20 年度以降は毎年増加しています。

これらの要因により、扶助費総額は、平成 16 年度に比べ 6 億 4,470 万円（40.3%）の増となっており、一般会計の歳出総額を押し上げる要因のひとつとなっています。

図表 11

扶助費の推移

(単位:百万円)



② 公債費

公債費とは、過去に発行した市債の元利償還金と、年度内の資金繰りにより発生した一時借入金
の利息です。

平成 25 年度の公債費の内訳は、図表 12 のとおりです。表中の「特定収入」とは、公営住宅の家
賃収入の一部を公営住宅整備事業債の償還に充てたものや、市有林造成事業債に素材売払収入の
一部を充てたものなどです。

「地方交付税」は、元利償還金に対する算入額（歳入の市債の欄を参照してください）、「基金」
は、市が市債償還のために積み立てている減債基金からの繰入です。

図表 12

公債費の内訳

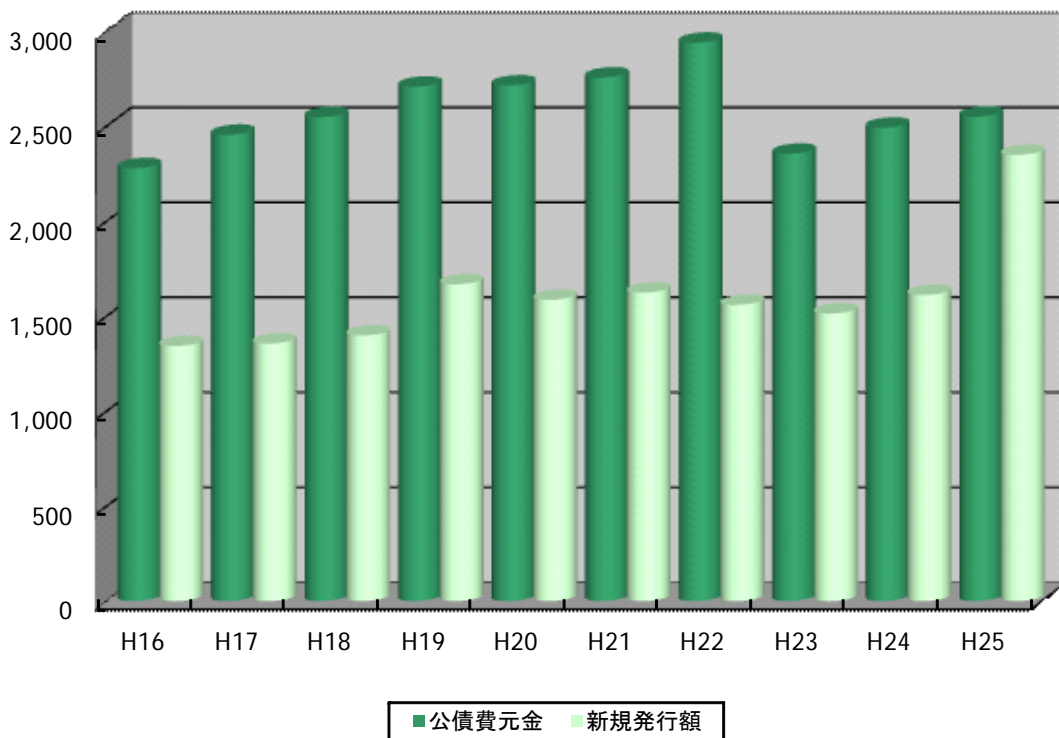
(単位:千円)

項 目	金 額	左 の 財 源			
		特定収入	地方交付税	基 金	一般財源
市 債 元 金	2,549,947	161,213	1,664,820	7,498	716,416
市 債 利 子	318,094	20,111	207,679	935	89,369
一 時 借 入 金 利 子	457				457
合 計	2,868,498	181,324	1,872,499	8,433	806,242

図表 13 は、市債発行と元金償還の過去 10 年間の推移です。平成 16 年度以降は、過去に発行した市債の本格償還が始まり、公債費元金は大きく増加する一方、市債の新規発行を抑制し、財政健全化を図ってきました。その結果、ピーク時の平成 14 年度に 311 億円の残高があった市債は、平成 25 年度末には 213 億 5 千万円にまで減少させることができました。

平成 25 年度に新規発行額が大きく増加した要因は、広域紋別病院企業団が実施する新病院建設事業の財源として、地方交付税措置が有利な過疎対策事業債を、企業団に代わり市が肩代わりして発行しているためであり、この傾向は事業が完了する平成 26 年度まで続きますが、償還の際には特定収入として企業団からの負担金が充当されるため、市の一般財源には影響が出ない仕組みとなっています。

図表 13 市債元金償還と新規発行額の推移 (単位:百万円)



③ 人件費

人件費は、職員給与のほか、市議会議員や市民の皆さんにお願いしている各種委員、嘱託職員の報酬や臨時職員の賃金が含まれており、その内訳は、図表 14 のとおりです。

図表 14 人件費の内訳 (単位:千円)

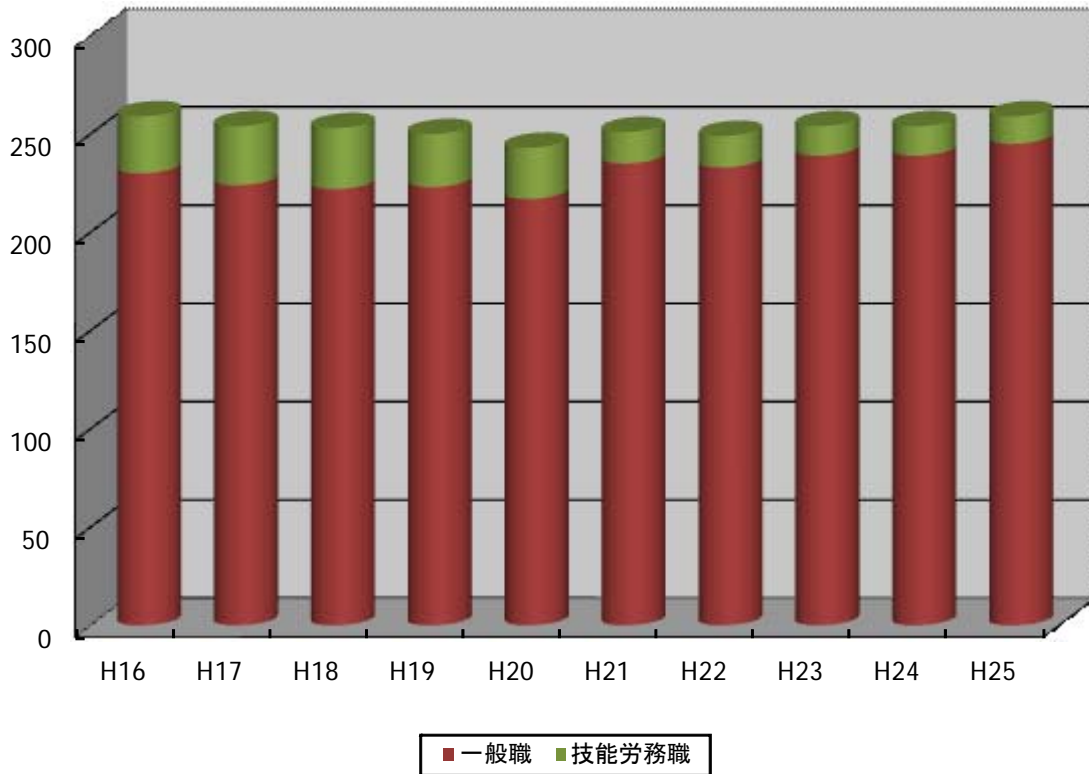
項 目	人件費総額	左の内訳		
		給 料	手 当	共済費等
議員・委員等にかかる人件費	376,935	278,864	29,981	68,090
職員等にかかる人件費	2,072,518	935,266	832,783	304,469
臨時職員等にかかる人件費	89,386	78,642	0	10,744
合 計	2,538,839	1,292,772	862,764	383,303

図表 15 は、過去 10 年間の普通会計職員数の推移を現しています。
 下段（茶色）は一般職、上段（緑色）は給食調理や道路維持に従事する技能労務職です。
 平成 12 年度の介護保険制度開始に伴い、特別養護老人ホームが特別会計となったことで職員数が大幅に減少になりましたが、その後は 250 人程度で推移しています。

図表 15

職員数の推移

(単位:人)



【ラスパイレス指数】
 ラスパイレス指数は、市の給与水準を、国の給与水準と比較するために用いる統計上の指数です。国の平均給料月額を 100 とした場合、市がどれくらいの値となるかを見るものです。

平成 25 年度の紋別市のラスパイレス指数は、93.8 (H24 は、93.8) と全道市町村平均の 96.4 を下回っており、網走管内市町村の中で最も低い水準となっています。

- ・ 参 1)～北見市: 97.0、網走市: 95.1
- ・ 参 2)～平成 25 年度のラスパイレス指数は、国家公務員の▲7.8%の臨時特例法を適用しない数値です

(2) 投資的経費

投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業や災害復旧事業が該当します。

図表 16 は、投資的経費の内訳です。

普通建設事業のうち、補助事業では、合併処理浄化層設置推進事業などの衛生費で 633 万円、林業専用道開設事業や市有林造成事業などの農林水産業費で 1 億 6,748 万円、海岸保全事業や市営住宅建設事業などの土木費で 6 億 5,301 万円、小学校耐震等改修事業などの教育費で 5,419 万円を実施しました。

国直轄事業は、紋別港の改修など、国の事業費の一定割合を港湾管理者が負担するもので、平成 25 年度は 3,800 万円を負担しました。

道営事業では、道営草地整備改良事業や道営畑地帯担い手支援型事業など 4,102 万円を、また単独事業では、大学跡地利活用推進事業や、紋別保育所・紋別児童館移転建替事業、木質バイオマス利用促進事業など、合わせて 14 億 7,667 万円を実施しました。

災害復旧事業では、市道コムケ線災害復旧工事など、1,452 万円を実施しました。

図表 16

投資的経費の内訳

(単位:千円)

項 目	事業費	左の財源内訳			
		国・道補助	市 債	その他	一般財源
普通建設事業	2,436,695	533,617	955,300	90,983	856,795
補助事業	881,012	499,833	325,915	10,503	44,761
国直轄事業	38,000		38,000		
道営事業	41,017		26,100	13,076	1,841
単独事業	1,476,666	33,784	565,285	67,404	810,193
災害復旧事業	14,521			2,305	12,216
補助事業					
単独事業	14,521			2,305	12,216
合 計	2,451,216	533,617	955,300	93,288	869,011

(3) 物件費・維持補修費

物件費とは、市の経費のうち、消費的性質を持つ経費で、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料などが該当します。

維持補修費は、道路、公共施設などを管理するための経費です。

また、行政改革により人件費（職員数）を削減しようとするときには、業務を民間委託とすることがありますが、この場合、物件費や維持補修費が増加します。

このことから、人件費の減少額だけで行政改革の度合いを判断することは早計であり、「人件費（退職手当を除く）」・「物件費」・「維持補修費」の合計額の推移により判断する必要があります。

図表 17 は、これら三つの経費の合計額の推移を示したものです。

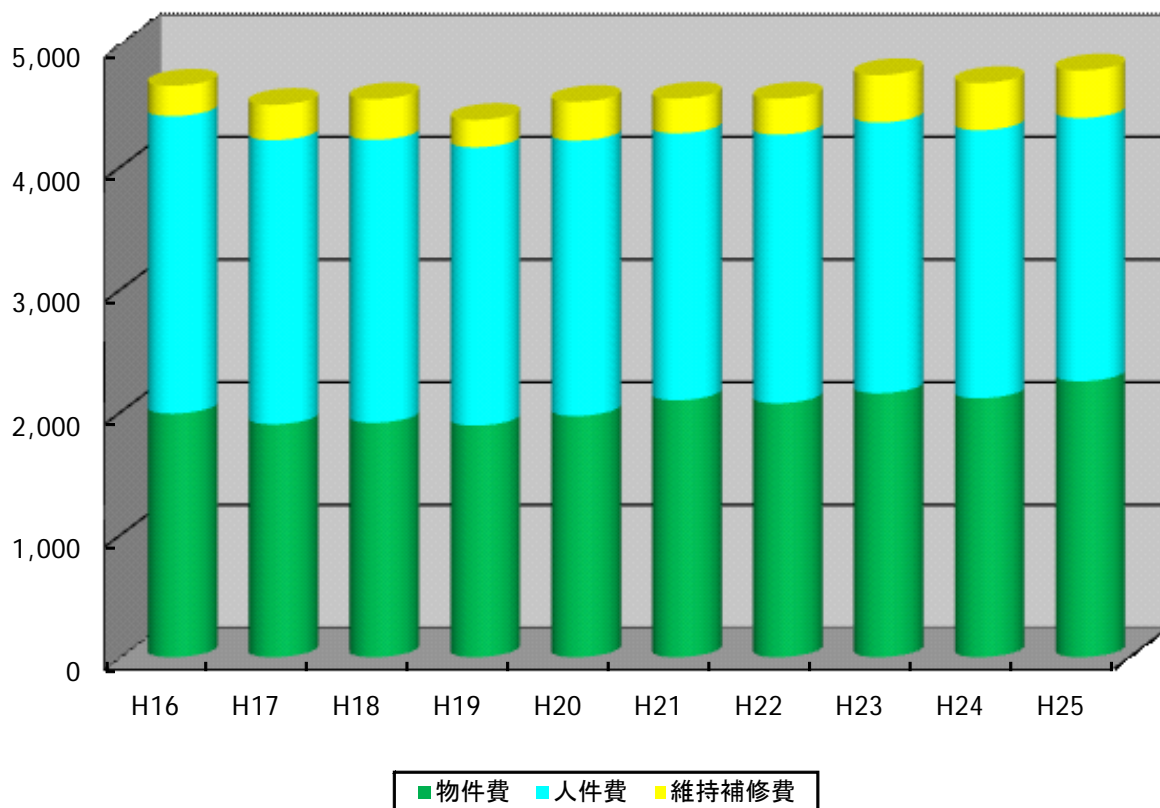
物件費については、公共施設等の指定管理料（委託料）において、光熱費の増加により負担が増加していることなどから、ここ数年は微増傾向にあります。一方、年度によりバラツキのある退職手当を除いた人件費は減少傾向にあります。

維持補修費の多くを占める除排雪経費は、民間委託をしています。年度により降雪量に多寡があり、出勤実績に応じた委託料であるため増減が生じています。

行政管理経費の推移

図表 17

(単位:百万円)



(4) 補助費

補助費とは、市から他の地方公共団体（市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。

主なものとしては、講師謝金などの報償費、負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。

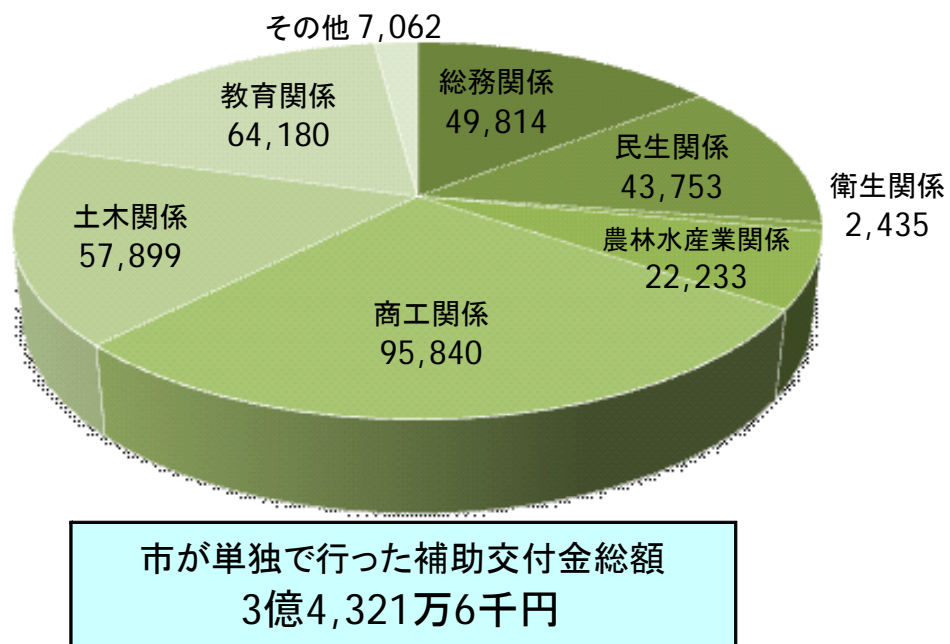
図表 18 は、補助費のうち国の補助事業などを除き、市が単独で実施した補助交付金を目的別に分類したものです。

その主な内訳は、地域コミュニティ交付金(2,634 万円)、地域福祉事業推進経費(1,704 万円)、商工会議所補助金(1,000 万円)、観光協会運営補助金(2,730 万円)、観光イベント事業補助金(3,168 万円)、紋別空港利用促進事業(4,892 万円)などです。

補助費の内訳

図表 18

(単位:千円)



(5) 繰出金

繰出金とは、他の会計へ支出する経費のことです。

特別会計や企業会計には、会計独立の原則があり、それぞれの会計が、かかる費用は便益を受ける市民が負担することとされています。

しかし、実際には12億719万円（一般会計決算額の7.0%）が一般会計から繰り出されています。

その理由は、下記のとおりです。

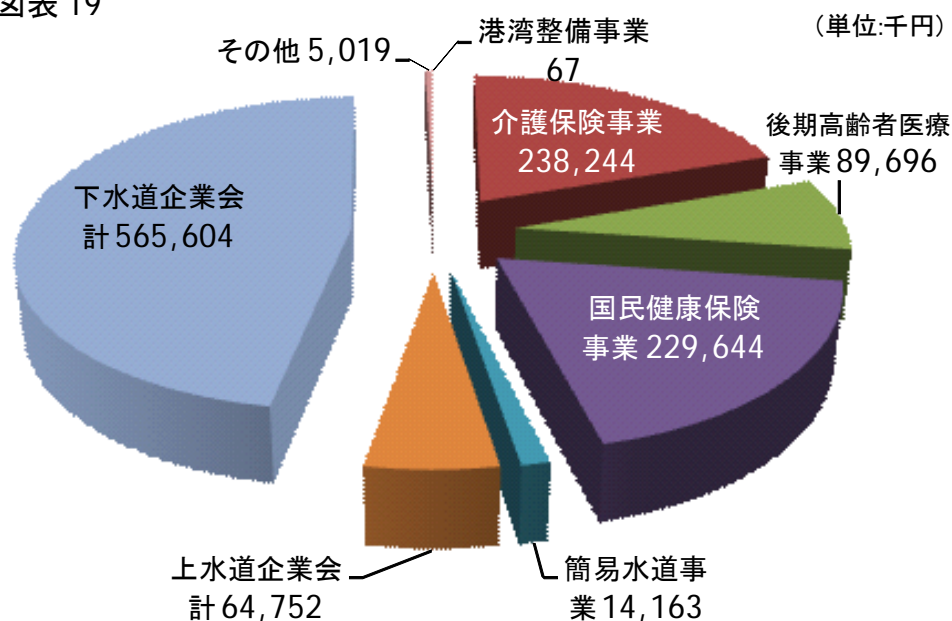
- ①地方交付税に算定される特別会計の経費は、一般会計に一括収入されることから、その算入相当額を各会計に移行
- ②国民健康保険、後期高齢者医療や介護保険など、国・道・市が一定割合で負担することが法律で規定
- ③本来一般会計で実施しなければならない経費を効率性の観点から、特別会計で実施（非水洗化地域から汲み取ったし尿の処理を下水道会計のアクアセンターが行った場合の実費相当額等）
- ④その他、国等により繰出基準が規定

図表19は、各特別会計に繰り出した金額の内訳です。

交付税算入額が多額であり、雨水処理や、し尿処理に対する一般会計負担が大きい下水道事業が全体の47%を占めています。

繰出金の内訳

図表19



(6) 基金

基金は、市の預金のことで、特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産です。

財政調整基金、減債基金など、一般会計においては 17 の基金をそれぞれ条例により設置しています。


基金の残高は、図表 20 のとおりです。

図表 20

基金残高

(単位:千円)

	前年度末高	決算年度中額	決算年度末高
財政調整基金	1,414,448	140,197	1,554,645
減債基金	1,198,159	180,113	1,378,272
特定目的基金	839,344	314,691	1,154,035
合計	3,451,951	635,001	4,086,952

■ 財産に関する調書については、こちらをクリックしてください。 → 

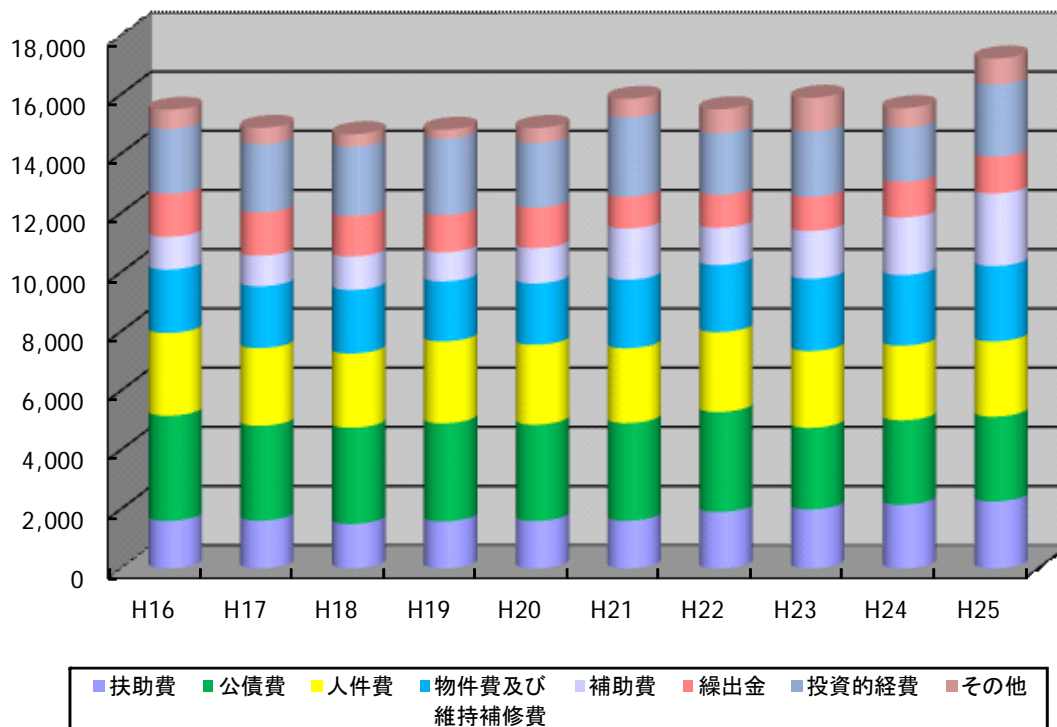
4 おわりに

図表 21 は、歳出決算額の推移です。

平成 16 年度以降、約 150 億円程度で推移してきた歳出規模が、平成 25 年には約 172 億円となり、前年比 16 億 8 千万円（10.8%）増加しています。

その主な要因は、被保護者数の増加などによる扶助費の増、広域紋別病院企業団の病院建設事業に対する補助費の増、平成 24 年度国の補正予算に伴い実施した普通建設事業費の増などが上げられます。

図表 21 歳出決算額の内訳と推移 (単位:百万円)



今後の市財政の課題としては、

- ① 実質公債比率（市債元利償還費である公債費の一般財源に占める割合）は、平成 21 年度以降良化していますが、地方債発行額の抑制を続けているものの、普通交付税の縮小などで標準財政規模が減少するといった外的要因により比率が悪化することも危惧されます。
また、ごみ処理施設の本格償還が始まっていることから、償還額の増加が単年比率を押し上げるものと見込まれるため、今後も比率を低位に保つ必要があります。
- ② 地域医療の確保として、休日夜間急病センターの運営経費や、医療従事者の要請確保など、新たな財政需要への対応が必要になってきます。
- ③ 老朽化した公共施設の維持補修や耐震改修が必要となってきます。

以上のように多額な財源が必要な課題が山積しています。

今後も住民サービスの確保を優先しながら、さらなる財政運営の効率化を図っていきますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。